

# お知らせ

## 令和6年度 国民健康保険制度について

住民課国保・後期高齢者医療係（☎ 23 - 2467）

令和6年度の保険税率が変わります

	令和5年度			→	令和6年度		
	医療分	後期分	介護分		医療分	後期分	介護分
所得割	7.92%	2.63%	1.84%		8.40%	2.75%	2.01%
均等割	2万5,600円	8,600円	8,400円		2万6,600円	8,800円	9,100円
平等割	2万6,000円	8,800円	6,500円		2万7,200円	9,200円	7,200円
賦課限度額	65万円	22万円	17万円		65万円	24万円	17万円

保険税の軽減判定の基準が見直されました

世帯の所得に応じた「均等割」「平等割」の軽減のうち、2つの段階（5割、2割軽減）の範囲が拡充されます。

軽減割合	令和5年度		→	令和6年度	
	基準となる所得金額			基準となる所得金額	
5割軽減	43万円 + (29万円 × 世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下			43万円 + (29万5,000円 × 世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下	
2割軽減	43万円 + (53万5,000円 × 世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下			43万円 + (54万5,000円 × 世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下	

※給与所得者等とは、次のいずれかに該当する方です。

- ・給与等の収入金額が55万円を超える方
- ・公的年金の収入金額が60万円（65歳未満）、125万円（65歳以上）を超える方

1年間の保険税額の目安

（一定以上の所得のある人が世帯内に1名かつ未就学児を含まない場合の試算）

所得金額	世帯人数	40～64歳の人数	所得の種類	保険税額（年額）		保険税の軽減措置
				令和5年度	令和6年度	
500万円	4人	2人	給与等	77万3,400円	81万7,800円	—
			その他	76万900円	80万4,600円	—
250万円	4人	2人	給与等	46万3,600円	44万8,100円	なし→2割軽減
			その他	41万2,300円	43万5,000円	2割軽減
150万円	4人	2人	給与等	30万700円	25万5,500円	2割→5割軽減
			その他	22万9,900円	24万2,400円	5割軽減
150万円	2人	0人	給与等	22万6,500円	23万7,500円	—
			その他	21万6,000円	20万5,000円	なし→2割軽減
50万円	2人	0人	給与等	6万9,400円	7万2,400円	5割軽減
			その他	5万8,900円	6万1,300円	5割軽減
なし	1人	0人	—	2万600円	2万1,500円	7割軽減

※給与等 = 一定以上の所得のある給与所得者と公的年金等の受給者

令和6年度の国民健康保険税額は、世帯主宛てに7月にお知らせします。

# 令和6年度 後期高齢者医療制度について

住民課国保・後期高齢者医療係（☎ 23 - 2467）

## 令和6・7年度の保険料率が決まりました

後期高齢者医療の医療費として必要な金額を推計し、2年に1度保険料率の見直しがされます。

区分	令和4・5年度	区分	令和6・7年度
均等割	年間5万1,892円	均等割	年間5万2,953円
所得割	年間10.98%	所得割	年間11.79% <sup>※1</sup>
賦課限度額	66万円	賦課限度額	80万円 <sup>※2</sup>

※1 令和6年度の賦課のもととなる所得金額が58万円を超えない方は、令和6年度の所得割率は**10.92%**として算定されます。

※2 「令和6年3月末日までに75歳に到達して資格取得した方」および「障害認定で資格取得した方」は、賦課限度額は**73万円**となります。

## 保険料の軽減判定の基準が見直されました

世帯の所得に応じた均等割の軽減のうち、2つの段階（5割、2割軽減）の範囲が拡充されます。

軽減割合	令和5年度 基準となる所得金額	軽減割合	令和6年度 基準となる所得金額
5割軽減	43万円 + (29万円 × 世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下	5割軽減	43万円 + (29万5,000円 × 世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下
2割軽減	43万円 + (53万5,000円 × 世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下	2割軽減	43万円 + (54万5,000円 × 世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下

※給与所得者等とは、次のいずれかに該当する方です。

- ・給与等の収入金額が55万円を超える方
- ・公的年金の収入金額が60万円（65歳未満）、125万円（65歳以上）を超える方

## 1年間の保険料額の目安

### ①単身世帯の場合

年金収入	令和5年度	令和6年度	均等割軽減
153万円以下	1万5,500円	1万5,800円	7割
197万円	7万4,200円	7万4,500円	5割
220万円	11万5,000円	12万1,300円	2割
240万円	14万7,400円	15万5,500円	なし

### ②夫婦2人世帯（共に被保険者）で、配偶者の年金収入が110万円以下の場合

本人の年金収入	区分	令和5年度	令和6年度	均等割軽減
153万円以下	本人	1万5,500円	1万5,800円	7割
	配偶者	1万5,500円	1万5,800円	
226万円	本人	10万6,100円	11万2,500円	5割
	配偶者	2万5,900円	2万6,400円	
275万円	本人	17万5,400円	18万6,200円	2割
	配偶者	4万1,500円	4万2,300円	
300万円	本人	21万3,200円	22万6,200円	なし
	配偶者	5万1,800円	5万2,900円	

令和6年度の後期高齢者医療保険料額は、個人宛てに7月にお知らせします。